

## 付 議 第 3 号

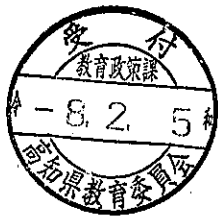
高知県収入証紙条例を廃止する等の条例議案に係る意見聴取に関する議案

令和8年2月高知県議会定例会提出予定の別紙議案に係る地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第29条の規定に基づく高知県知事からの意見聴取に対し、適当であると認めることについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

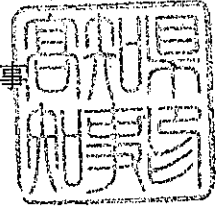
（5）教育予算その他議会の議決を経るべき事件の議案について意見を述べること。



7 高財政第 441 号  
令和 8 年 2 月 4 日

高知県教育長 様

高 知 県 知 事



令和 8 年 2 月高知県議会定例会に提出予定の議案に関する  
意見について

令和 8 年 2 月高知県議会定例会に提出予定の下記の議案について、地方教育  
行政の組織及び運営に関する法律第 29 条の規定に基づき意見を求めます。

記

- 1 高知県高等学校等教育改革促進基金条例議案
- 2 高知県収入証紙条例を廃止する等の条例議案
- 3 高知県議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部  
を改正する条例議案
- 4 職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例議  
案
- 5 令和 8 年度高知県一般会計予算（所管分）
- 6 令和 8 年度高知県高等学校等奨学金特別会計予算
- 7 令和 7 年度高知県一般会計補正予算（所管分）
- 8 令和 7 年度高知県高等学校等奨学金特別会計補正予算

第 号

## 高知県収入証紙条例を廃止する等の条例議案

高知県収入証紙条例を廃止する等の条例を次のように定める。

令和8年2月 日提出

高知県知事 濱田 省司

## 高知県収入証紙条例を廃止する等の条例

(高知県収入証紙条例の廃止)

第1条 高知県収入証紙条例(昭和39年高知県条例第1号)は、廃止する。

(高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例の一部改正)

第2条 高知県情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例(平成16年高知県条例第65号)の一部を次のように改正する。

第5条第5項中「高知県収入証紙による収入の方法をもってすることその他の」を削る。

(高知県特別会計設置条例の一部改正)

第3条 高知県特別会計設置条例(昭和39年高知県条例第3号)の一部を次のように改正する。

本則の表中

高知県収入証紙の売りさばき代金並びに自動車税及び軽自動車税(地方税法(昭和25年法律第226号)第442条第1号に規定するものに限る。)に係る始動票札交付料による歳入に伴う経理を明確にするため	高知県収入証紙等管理特別会計
国民健康保険法(昭和33年法律第192号)の規定により国民健康保険に関する収入及び支出の経理を行うため	高知県国民健康保険事業特別会計

を

国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定により国民健康保険に関する収入及び支出の経理を行うため	高知県国民健康保険事業特別会計
-----------------------------------------------------	-----------------

に改める。

（高知県手数料徴収条例等の一部改正）

第4条 次に掲げる条例の規定中「と同時に」を「の際に」に改める。

- (1) 高知県手数料徴収条例（平成12年高知県条例第5号）第61条
- (2) 高知県行政書士法関係手数料徴収条例（平成12年高知県条例第1号）第2条第3項
- (3) 高知県消防法関係手数料徴収条例（平成12年高知県条例第6号）第3条第3項、第6条第3項及び第11条
- (4) 高知県火薬類取締法関係手数料徴収条例（平成12年高知県条例第18号）第9条第3項及び第16条
- (5) 高知県高圧ガス保安法関係手数料徴収条例（平成12年高知県条例第19号）第6条第3項及び第13条
- (6) 高知県液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律関係手数料徴収条例（平成12年高知県条例第20号）第12条第3項及び第17条
- (7) 高知県調理師法関係手数料徴収条例（平成26年高知県条例第2号）第3条第3項及び第9条
- (8) 高知県保健師助産師看護師法施行条例（平成21年高知県条例第8号）第6条
- (9) 高知県公衆浴場法施行条例（昭和25年高知県条例第34号）第18条
- (10) 高知県興行場法施行条例（昭和59年高知県条例第15号）第14条
- (11) 高知県旅館業法施行条例（平成5年高知県条例第3号）第12条
- (12) 高知県動物の愛護及び管理に関する条例（平成7年高知県条例第4号）第31条第3項
- (13) 高知県食品衛生法施行条例（平成12年高知県条例第10号）第12条
- (14) 高知県温泉法施行条例（平成12年高知県条例第11号）第7条
- (15) 高知県理容師法施行条例（平成12年高知県条例第13号）第11条
- (16) 高知県美容師法施行条例（平成12年高知県条例第14号）第11条
- (17) 高知県クリーニング業法施行条例（平成12年高知県条例第15号）第11条第1項及び第2項
- (18) 高知県介護保険法関係手数料徴収条例（平成18年高知県条例第2号）第3条第3項、第6条第3項、第8条の2第3項、第8条の4第3項、第8条の6第3項、第8条の8第3項及び第19条

- (19) 高知県計量法関係手数料徴収条例（平成12年高知県条例第21号）第14条
- (20) 高知県職業能力開発促進法関係手数料徴収条例（平成12年高知県条例第22号）第4条第3項及び第9条
- (21) 高知県土砂等の埋立て等の規制に関する条例（平成21年高知県条例第10号）第30条第1項
- (22) 高知県建設業法関係手数料徴収条例（平成12年高知県条例第24号）第7条
- (23) 高知県土地収用法関係手数料徴収条例（平成12年高知県条例第25号）第5条
- (24) 高知県所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法関係手数料徴収条例（平成31年高知県条例第2号）第5条
- (25) 高知県都市計画法施行条例（平成12年高知県条例第27号）第25条
- (26) 高知県宅地建物取引業法関係手数料徴収条例（平成12年高知県条例第28号）第3条第3項及び第8条
- (27) 高知県建築士法施行条例（昭和27年高知県条例第9号）第9条
- (28) 高知県建築基準法施行条例（昭和63年高知県条例第3号）第33条
- (29) 高知県児童福祉法関係手数料徴収条例（平成17年高知県条例第8号）第2条第3項及び第8条  
（高知県旅券法関係手数料徴収条例の一部改正）

第5条 高知県旅券法関係手数料徴収条例（平成12年高知県条例第16号）の一部を次のように改正する。

第6条を削り、第7条を第6条とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和9年8月1日から施行する。ただし、第3条の規定は、令和15年4月1日から施行する。  
（高知県収入証紙条例の廃止に伴う経過措置）
- 2 この条例の施行の日（第4項において「施行日」という。）前に第1条の規定による廃止前の高知県収入証紙条例（同項において「旧証紙条例」という。）第5条第1項の規定により同項に規定する売りさばき人（以下「売りさばき人」という。）が売りさばいた証紙（消印されたもの又は著しく汚染し、若しくは損傷したものを除く。以下同じ。）は、令和10年3月31日までの間は、なお従前の例により証紙による収入の方法により使用料及び手数料を徴収することができる。
- 3 証紙を保有する者（売りさばき人を除く。）は、令和14年6月30日までの間に限り、規則で定めるところにより、これを返還して現金の還付を受けることができる。
- 4 売りさばき人は、施行日前に旧証紙条例第6条第1項の規定により買い受けた証紙を施行日後遅滞なく、県に返還しなければならない。この場合において、当該返還に伴い還付する金額その他還付に関し必要な事項は、規則で定める。

(規則への委任)

- 5 前3項に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な経過措置は、規則で定める。

新 旧 対 照 表  
新 旧

高知県児童福祉法関係手数料徴収条例（抜粋）

高知県児童福祉法関係手数料徴収条例（抜粋）

（保育士試験手数料）

（保育士試験手数料）

第2条 法第18条の8第2項の規定に基づく保育士試験を受けようとする者は、1件につき12,700円の保育士試験手数料を県に納付しなければならない。ただし、省令第6条の11の2第1項の規定に基づく保育士試験の全部の免除を受けようとする者は、1件につき2,400円を県に納付しなければならない。

第2条 法第18条の8第2項の規定に基づく保育士試験を受けようとする者は、1件につき12,700円の保育士試験手数料を県に納付しなければならない。ただし、省令第6条の11の2第1項の規定に基づく保育士試験の全部の免除を受けようとする者は、1件につき2,400円を県に納付しなければならない。

2 略

2 略

3 保育士試験手数料は、保育士試験に係る申請書の提出の際に納付しなければならない。

3 保育士試験手数料は、保育士試験に係る申請書の提出と同時に納付しなければならない。

（手数料の納付の時期）

（手数料の納付の時期）

第8条 第4条から第6条までの手数料は、申請書の提出の際に納付しなければならない。

第8条 第4条から第6条までの手数料は、申請書の提出と同時に納付しなければならない。